

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(職員)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(職員)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(後略)</p>